## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	南鐐二朱銀の流通について
Sub Title	
Author	野村,兼太郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1947
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.40, No.3 (1947. 3) ,p.147(39)- 159(51)
JaLC DOI	10.14991/001.19470301-0039
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19470301-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は後の論文においてと ケインズ 「一般理論」 一六八一 ころでは解説を省略する。 なほケインス

との理由は一般には理解困難であるとも思ばれるので簡單に解 そこりとうもとく=党ェレッを当らなりといったである。このやうに利子率が四分の場合には、〇・一六分だけ際費はないで現金を保有した方が有利となる。このやうに利子率が四分の場合には、〇・一六分だけ騰貴しても、社債から関はないで現金を保有した方が有利となる。このやうに利子率が四分の場合には、〇・一六分だけ騰貴しても、社債から ある。 のである、他力においてその社債から一年間に四分の利子即ち四〇〇圓が得られるから、差引き社債を買つた力が有利で、 四・一六分になったとすれば、その社債の價値は、 10000厘×0.04 萬圓の現金を保有するより い二分。即ち○・○四分以内にとゞまると豫想される場合に限られる。もし○・○四分以上騰貴するならば、債社を然るに社債の利子率が惟か二分にまで低落してゐるならば、社債の購入が有利なのは今後長期利子率の騰貴が年に その配債を買つた力が有利である。何となれば一年後に長期利子率が〇・一六分騰貴して の四分即ち〇・一六分より多くは上らないであらうと激想されるならば、 -=9616 宮 となり、三八五側の損をすることになる ムに四分利附の額面一萬圓の社

人が喜んで支拂はうとする額である。持越費用とは、一資産が、時間の經過によつて蒙るところの消耗、或は費用をいふ,流動性打歩とは、一資産に對する處分權を一定期間に亙つてものことから得られる潜在的な便宜又は安全性のために、人

資本勘定の損失が相殺される範圍が縮少するわけである。

相稿「流動性選擇說と信用需要供給說」(三川學會雜誌第三十七卷第 十號)を参照されたい。

一兩」と二行に刻してある。所謂田沼意次の惡政の一つは「銀座常是」とあり、裏面には「以南鐐八片、換小判分の長方形で、その量目は二匁七分五厘である。表面に幕府の發行した銀貨をいふのである。繰八分五厘・横五南鐐二朱銀といふのは明和九年、卽ち安永元年に江戸 んとしたのであって ばならな わが貨幣史上重大な變化

川旨」を命じたのは明和四年三月のことである。從つて金一二枚、金壹兩ニ銀拾貳枚之積、渡方請取 方 無 滯 可致通ある。これを「右五匁銀自今銀相場に不拘、金壹分二銀、より七年前、明和二年に五匁銀といふ銀貨を作つた。縱はようとしたことは、この時が最初ではない。即ちそれせようとしたことは、この時が最初ではない。即ちそれ い。南鐐二朱銀の發行に依つて兩者の混淆が始まつたとい。しかしまだこの時は金銀の稱呼を一つにはしてゐな銀併用の始まつたのは、明和四年とし な けれ ばならな 銀併用の始まつたのは、 勿論銀を目方の如何に拘らず、 なければならな

南鐐二朱銀の流道について

所の相場を以つて交換されてゐた。

然るに今南鐐二朱:

限り、

金と同様に困分朱を以つて稱し、

率としてゐた。しかし實際には金銀の比價はその時そ

て第へ、

に上げられるものである。 一兩」と二行に刻してある。

知の如く、

銀は貫匁を以つて計り、如く、江戸時代にあつて

金「兩銀六十匁を公定は、金は兩分朱を以つ

らく五匁銀についても、 のであらう。 ては、その自由を失ふことをいやがつたのであらう。恐 三匁六七分であつた ることを嫌つたのであらう。殊に一般に金銀の相場が 際の相場は明和三年頃に金一兩が銀六十二匁七分から 金一兩になり、 來ならば、 それに據る流通が慣習となってゐた商業界におい **匁銀に對する世上の評** 何ら問題となるべき筈がない。 雨につき銀六十匁なら、 から、民間では强制的に六十匁にさ 實際には計量して使用してゐた 五匁銀十二枚 かつた。

おける流通がどうであつたかといる問 である。これらの銀が二朱銀に鑄造されたのであると 出し、 易政策とも關係がある。彼が支那商人を通じて俵物を輸 府の財政救濟策にあつたのであらうが、又田沼の外國貿 銀判を發行したことは前述の如くである。その理由は幕 五匁銀を鑄造し、 題としてゐるのは、その點でなく、 かうした不評にも拘らず、 (辻善之助「田沼時代」三一二頁以下)。 金銀の輸入を策したことは人のすでに知るところ きおに同年それをより徹底させた二朱も拘らず、幕府は引續き安永元年まで 題である。 二朱銀の實際界に かし今ここで

> げて置く。 評である。何れも周知のものであるが、今その二三を擧 般に氣受けがよかつたともいふ。しかし大體において惡いひ、他方二朱銀は品質純良で、携帶使用に便利で、一 朱銀を物價騰貴の原因と 13 幕末金流出の元をなしたと は逃だ區々であり、 方二

「下駄屋甚兵衛書上」(天明七年)

の事と奉存候」 之金之位悪敷相成候儀は、<br /> 影衰陰盛に相成候故、鬼角雨天にて水難多御座候……陽 敷相成申候。凡金銀は陰陽にかたどり候 物 と やらん承 ては五拾匁五拾五六匁相成候故、先年よりは金の位悪 兩に付六拾匁より七拾貮三匁迄高下御座候處、 西國方金相場段々下直に相成候、大阪表にて其以前金 「廿年以來諸色高直に相成候儀は、 右之直違にて陽衰へ陰盛に相成候道理にて、 貮朱銀・ 四文銭出來候てより 貮朱銀田 候てより 陽の日

結びつけられてゐたことが推測される。 この反對は勿論意味がない。 がよくなかつたといふことを裏書し、 しかし貳朱銀が一般に評判 それが物價騰貴と

草茅危言」卷之五(寛政元年)

銀の幣 數殊の外多く成、其上二朱の位甚量に少し中らざる 布しぬれば、官より益々鑄造有故、僅の年敷の内に金 死二朱は便利成者にて、 迄甚迷惑の事に成たり、是は他に非ず、 直に成たる事 上國にて金價次第に劣りて、 始て銀を金に換て川 民情に能合て三都に滯り無流 ひられしより起たる也 一統の差支へと成た 平民も大戸・ 安永中二条

と述べ、 書」に従へば、安永南鐐二朱判は一兩目方二十一匁六分 のであらうが、 となつてゐる)二十二匁で一兩になつてゐる。品位は千 その差は遊だしい。もし南鐐二朱判が上記の規定の量目 ゐるに過ぎない。 叶ふ可」といつてゐる。要するに金銀比價を問題として 卸して八片とする程成可か 中九七七・五で頗る純良である。 りあつたとしても、(慶應四年の太政官「貨幣取調 は妥當ではない。それに實際の問題は前述したやう 八片とする程成可か、夫にて金、一兩六十 その對策として二朱銀の量目 を 増じ、 一一の計算は略するが、それでも金との しかし竹山のいふやうにしても、なほ 從つて歡迎もされた 目の数に 一十片を

> ゐるといつでゐる點である。 頗る便利であり、民情によく合ひ、滯りなく、流通してを排斥してゐるに拘らず、大坂の町人學者である竹山は ただ注意すべきは 民情による合ひ、 の下駄屋進兵衛は二朱銀

二朱銀出デ金ト同様ノ取扱と放、 四五月頃ニハ、凡 民家悉ク類焼ス、 「明和九年二月、江戸行人阪ヨリ出火、 草間直方「三貨圖彙」卷十二(寛政五・六年-文化十二年) 八年ノ頃ニハ、五十四五匁ヨリ六匁位ヲ常トス、様ニ取扱仰セ出サレテヨリ、又々相庭引キ下ゲ、 ル處ノ高直ナリ、 ス、 然ル處安永年ノ始メ、二朱銀出デ、 元七十二三匁マデコレアリ、近來聞カ上時ハ京・大阪一時ニ相庭引上ゲ、 共後追々引下ゲ、 世間ニ金多ク相成ル 又々六十目前後 **路侯屋敷、併** 金卜同 全ク

論ぜず、 比價の變動も亦問題とならう。法令だけをみずに、 南鐐八枚と替へてゐたのであらうか 量の増加を以つて判斷してゐる。 流石に直方は金の下つたのを單に銀との比價に依つて 金の製量 少くとも金の評價をもつ貨幣の數 しかし實際上金一 もしさうなら金銀 兩を

南鐐二朱銀の流通について

・私は営寺の命者の上述の義命で覆していているのの取引に南鐐はどのくらる流通してゐたのか。一下のか。商人の勘定は何に依つて計算したのか。又實際はどうであつたか。質際の計算はどうやつて決濟してゐ

・ 私は當時の論者の上述の議論を讃んでも、又その後の中で、二朱銀は民間に歡迎されず流通し得なかつたといひ、すぐ後で作山の語をひいたと思はれる口調でその中で、二朱銀は民間に歡迎されず流通し得なかつたといひ、すぐ後で作山の語をひいたと思はれる口調でそのの中で、二朱銀は民間に歡迎されず流通し得なかつたとはがよし客観的に間違つてゐなかつたとしても、直ちに述がよし客観的に間違つてゐなかつたとしても、直ちに述がよし客観的に間違つてゐなかつたとしても、直ちに述がよし客観的に正しい記述であるといふことは出來ない。況んやそこに多分の主觀的記述があるにおいてを心。況んやそこに多分の主觀的記述があるにおいてを心。況んやそこに多分の主觀的記述があるにおいてを心。況んやそこに多分の主觀的記述があるにおいてをや。

いて紹介を試みんと欲するものである。ついて幾分か明かにすることを得た。今以下それらにつるいくつかの資料を見出した。そしてその實際の流通にたまたま私は江戸の問屋記録のうちに、二朱銀に關す

一右重朱銀兩替ニ付、切賃之義是又金と同様相心得、取った之歩到被仰付候間、右歩判八ツヲ以金壹兩之積リ、大之歩到被仰付候間、右歩判八ツヲ以金壹兩之積リ、武朱之歩到被仰付候間、右歩判八ツヲ以金壹兩之積リ、武朱之歩到並ニ銭共、時之相場通無滯兩替可致事と。明和九辰年九月の最初の御觸は次ぎの如くである。書に載つてはゐるが、說明の便宜上その全文を掲げて置書に載つてはゐるが、說明の便宜上その全文を掲げて置書に載つてはゐるが、說明の便宜上その全文を掲げて置書に載つてはゐるが、說明の便宜上その全文を掲げて置書に載つてはゐるが、說明の便宜上その全文を掲げて置書に載っては多くの

一武朱銀包之儀は文字銀と遠、於銀座包ニ致候間、共活遣り可致事

一右南鐐貳朱銀之義、金と同様に通川之ため被仰付候間り相心得可申事

右之趣國々江も可觸知者也」無滯可致通川事

採つた。卽ち同年十月に勘定奉行にあ方法として、兩替商その他に無利息で貸付ける手段を様のものとして發行されたものである。これを流通させ有の觸書に依つて明かであるやうに、二朱銀は金と同

共え、無利足にて御貸付被「仰付候間、返納之儀は、巳年中迄ニ、金高五萬兩分、兩替屋其外身元慥成町人「此度於銀座吹方被、仰付候南鐐貳朱判、當 年 より來

「武朱判之儀、御年貢金其外諸上納金之内江 取 交候は「既朱判之儀、御年貢金其外諸上納金之内江 取 交候は「武朱判之儀、御年」とある」、心得違等も有之趣ニ相聞江候間、已來右引替及此,時之相場武朱判兩替屋より賣渡し候節は、引替賃とある」、心得違等も有之趣ニ相聞江候間、已來右引替をある」、心得違等も有之趣ニ相聞江候間、已來右引替とある」、心得違等も有之趣ニ相聞江候間、已來右引替を限り、格別な相應賣買致問敷候樣、兩替屋ともへ中を限り、格別な相應賣買致問敷候樣、兩替屋ともへ中を限り、格別な相應賣買致問敷候樣、兩替屋ともへ中を限り、格別な相應賣買致問敷候樣、兩替屋ともへ中を限り、格別な相應賣買致問敷候樣、兩替屋ともへ中を限り、格別な相應賣買致問敷候樣、兩替屋ともへ中を限り、格別な相應賣買致問敷候樣、兩替屋ともへ中を限り、格別な相應賣買致問敷候樣、兩替屋ともへ中

附候間、共旨可相心得候、以上

原本とした。それはそれが一般庶民の理解したところと る場合が反對となり、 して置いたが、故意か偶然か、兩替屋が引替賃を負擔す みたからであるが、本觸書の如きでは重要な點で誤寫を でもあらう。しかしこの頃は前述の 如く 金の價格も高 印象を與へられる。 してこの問題について一般の商家が未だ無關心のやうな してゐる。岩波版の「御觸書天明集成」との比較を上記 一般に南鐐銀の良質なことにも氣がつかす、 又全體として流通額も少かつだ しかも曖昧になってゐる。 中商家の當時の控書 その流 全體と から

付、南鐐は是迄拾匁ニ付通川銀貳拾五匁替ニ付、其割付、南鐐は是迄拾匁ニ付通川銀貳拾五匁替ニ付、其割「貳朱判之儀、世上通川之ため南鐐銀 を以吹方被、仰

即ち南鐐銀と通川銀との品質の差から、十に對する二十ここに始めて南鐐で算出の政府の基準を發表してゐる。

南鐐二朱銀の流通について

したがためであることは明かである。 ひする。要するにこの比率は政府がその差益金を得んとる。しかしそれが後年のほゞ相場に近いことは注意に値 いふ答を得る。これは安永二年頃と して は安きに過ぎ銀との比を求めると、金壹兩について通用銀五十四匁とし、南鐐銀と金壹兩との比との連比に依つて、金と通用らない。假りに南鐐銀と通用銀との割合をそのまゝ是認 これを南鐐二朱判の九十匁〇七四に比較すると、 の比例で 文字銀は百匁中銀量は四十六匁に過ぎない 十に對する十九・七の割合でなければな 銀量だ か

來左之通可和心得候」 中立候二付、共通リ被「仰付候上、猶又過分之步引等 金と同様可致通用旨被 |四分.買上八分之引替賃を以取遣之儀、兩替屋共と同様可致通用旨被||仰出候處、貳 朱 判壹兩ニ付 候吟味之上急度も可申付處、新規之儀三付、 錢之儀も金と同様には賣買不致、通川難澁之趣 心得違も可有之二付、其沙汰二不及候、 111:

その時の相場で賣買してゐたとも考へられる。 替賃を規定通りにしないといふことは、銀を今まで

> そして引替賃を廢止し、を加候儀は可相止候」 こで改めて前年通りのことを再布告したのである。 候、然上は、先達て相觸候賣上四分買上八分之引替賃兩替致 %、切賃之儀も、是迄金之兩替同 様 たる へく 最初より金と同様通用可致旨 被仰出候上は、 小判兩替之節も、 『多少ニ不限、 小粒ニ 取交『致旨 被仰出候上は、共趣 ふことも事實であらう。

引替させることにしたのである。 金銀相場に従つて、金と同様に

**返可申す皆也一**相立,惣て取遣り相滯候趣相聞候はい、吟味之上急度相立,惣て取遣り相滯候趣相聞候はい、吟味之上急度以通用銀並錢賣買之相場等を違,金と致差別、涉引を 處可申付者也」 岩兩替屋共錢屋共三不限、 「右之通相心得、以來彌以金と同樣無 滯 可 通川方難澁致し、貳朱判を金と同様無滞 可致通用候、

· 3 の例は頗る多いが、 その流通のうまくいかなかつた證據としてゐる。それら この法令に依れば一 推測される。又貨幣史などでも、この法令を引用して、 辻蕃之助氏の「田沼時代」には次ぎの如くいつてゐ 少しく現代學者のいふところをみる 應流通がうまくいかなかつたことが

やうになった」〇一七七十八百つ。「 果物質が騰貴した。そして此二朱のみが市場に出て、 行はれるものぢや無い。銀貨の相場が下落して、共結 に通用するやうにといふ法令を屢々出したけれ共、是相場である。さう云ふ事の無いやうに、金と同じやう は法令で以て貨幣相場といふものを立てても、 小粒などといふものは跡を隠して皆收貯せらる 四五久出さなくちやならぬといふやうな 兩とを困替するのに、二朱の方からし 質際に

粒が跡を立つたといふのは何時のことか、二朱銀のみがに吟味を要する。南鐐銀以外に錢の問題もある。小判小は高くなつてゐる。物價の騰貴は「其結果」かどうか別 が銀に對して下落したのである。從つて銀は金に對して意味か、前者なら無意味だし、後者なら反對である。金 ふのは二朱判銀の下落の意か、それとも銀相場下落のしばしば出たわけではない。「銀貨の相場の下落」と しばしば出たわけではない。「眼覚つ目すり、」の誤りか、南鐐は質のよい故の名でさへある。 頗る問題が多い。 「共質が悪くて」は「共量が少く 法令

> 事質はその反對の現象をさ今示してゐるやうに思は 質があつたのであらうか n

ようである。安永三年七月に次ぎのやうな觸書が出ててゐるが、問屋筋の取引などにはあまり影響してゐな。安永二三年の頃には二朱銀は市中に出てゐることは るい 出

江戸表諸問屋より彼地問屋江拂にも差支候趣相聞ヱ伝「武朱判之儀、未京大坂へも不行渡、爲替にも難取組、 致候」の論、爲替金等も小判同様ニ無差支、 藏へ差登、於京大坂も通川有之筈ニ候間 三村、猶又貳朱判吹高を相増、月々銀座より大坂御金 爾無滯樣通用可

ころを以つてすれば、安永五年中五月である。 二朱銀發行後二年ではあるが、問屋などに 行後四年目である。 闘東地廻り米雜穀問屋と干鰯問屋と とを極力避けてゐたようである。問諸排に殆どこれを使用してゐない。 用が問題とされてゐるのは、 以下その頭末を紹介しよう。 現在までに管見に入ったと 問屋記錄中、 又これを使用するこ おいてはその 二朱銀發 南鐐銀使

第二朱銀の流通について

四東地廻り約雑 の者が參會して次ぎのやうな相談をし穀問屋においては、安永五丙申年五月

り、名とを重にたけて、一、一、名とを重にたいける。 武朱判五ケ年目前成年を通 銘々及難造候三付」 川致來り、 、一切遺シ不の間衆懸方

基だ簡單のことの如くにみえるが、それが容易に極らな で使用してゐなかつたことを示す。從つて二朱銀が溜つ 困るから、 代金として二朱銀を受取り、 今後支持ひ方法を變更しようといふので、 仕入金としては今ま

合之上、送ル荷物仕切金へ半分通り差加ヱ相渡シ申積及相談、兩三度參會ニ而相究り象、漸々五月廿日大寄ヶ方貮朱判彌增、五分六分迄ニ相成候ニ付、亦々三組「三組度々及相談候得共、彼是落著不致、共後段々懸 リニ相極メ中候」

ることに次したのである。 一度かの會合の後、 である。何敬こんなことが容易に決定支拂の方にも半分だけ二朱銀を加へ

> 題が単純でないことを知 得るのである。

皆金渡し之積リニして相渡し可中、尤銀御入川之方へ ハ銀相渡シ、 表ニ而 打賃別段ニ相渡し可申候」 時之相場を 以半分通リ 之銀打賃引収り

これは前掲安永二年十二月の法令には違反する。どれだ け兩替賃をとつたかは後に大體定めてゐる。 それだけ阿替賃を取るといふのである。必ずしも二朱銀 が手許にたまつて困るといふわけではないらしい。 二朱銀八枚を以つて金景柄として、 とを本來なら店頭に張紙を出すべきであるが、 は金で排ふが、 ない。その時の相場に應じて歩合を取る。だから現實に 半額だけは二歩銀を金に兩替して渡し、 計算するのでは勿論 これらのこ 勿論

「一張紙三銀員敷相記し不中器ハ、 候而は、此上彌增迷惑ニ可相成と、態々員數相記シ不 ニかゝり候而は、荷主方へも 銀半分ヅ 七分八分或八皆銀ニ而懸方相渡し候共不苦と被得 仲買衆張紙員數目 參 り候得

伸買が問屋に一層多く二米銀で拂ふやうになることを恐 公示することを差控えたのである。この點につ

意周到である。

御座候」 御座候、各方思召達等ニ而、此上懸方銀增候而は難儀 依之此度相談之上、任切へも少々ツ、差加工申積リニ 一右荷主方 《銀差加》候事. 候間相増不申様ニ御氣付られ被下度賴候所、 一切へべ一切相加ェ不申候而、殊之外難儀、 仲買衆方へ相聞へ彌增候事も 仲買大行司方へ御廻リ、是迄懸方へ銀請取 可有之歟と、三、 承知二 =

くないのであるが、支これに依つてみれば、 ばその打貨はどのくらるであつたか。 はある程度の利益を得られたものとみられる。それな 支排に際して金に兩替して渡す場合 明かに二朱銀を受取るのは好まし

右相極リ

打貨之後二百兩三付、

五匁と 割合とすれば、金百兩に對し、南鐐銀 百 豊 兩 に相當す | 例といふのに對しては倍額である。但し今この銀を通極につき五十匁は、全掲の辻博士の百兩につき二十四 銀として計算する。假りに南鐐銀十、通用銀二十五の 勿論これは時の相場に依つて變る。 相極メ、六月別日が切へ乗せ申積り 當時相庭工拾匁

相觸相極メ也」 共月々行 司 衆 ゟ 廻 氷

「一南鐐銀通川事廣ク相成、縣ケ集方南鐐 銀 多罷成候 段、組合相談之上、 段、組合相談之上、一統に相究申候、 以上 ニ付、族人方送り荷物任切金內江差加へ 相 渡 し 可申 かく決定した地廻り米雜穀問屋では一 方店舗に、

と張出すと共に、荷主に對しては左の 如き 書 狀を發し

勝可被成御座候、 慮外內御安心可被下候 遇暑に御座候得共、 珍重三奉存候一當方無異儀罷在候、

の干鰯問屋の例において一層明瞭になる。 又は自土を以つて中添へたのであらう。このことは次か その何處にも金拂ひのことは記してないが、恐らく別紙 候、先者右甲上度如斯に御座候、恐ゝ謹言 之割合を以相加、 之割合を以相加、相渡し申候間、左樣御 承 知 可 被下川午廣く相成、依之穀もの仕切金百兩に貮朱判五拾兩御地仕切金ニハ是迄相加ヱ不申候所、此節追ニ出四通 先達而る式朱判通川被爲 此節追二出四通机取引致候得其、 型通

の五月に大坂干鰯 屋宛に次ぎのやう な通知

賣る切金、右通り 仰付候ニ付、一盆 御承知可被成下候(以下略)。 珍重奉存候、此方無異儀罷有候、 然者昨年を金百兩之 一統取引いた 向暑に趣候所、各樣 彌 御安康可被成御 川ヲ以、向後差下し中度候 內頂朱銀漬閉半差二 依之御地買代金並 乍憚御安意可被 **氽而左樣 通川被** 

定した。大坂からは二割半即ち二分五厘差といつで來た 以前去年冬以後、市中の魚油屋との取引においてすでにのに對し、これを承知し、他を三分差としたのは、その られたかのやうにみえる。何れにしてもこの通 た江戸の干鰯問屋では直ちに六月十一日に仲間參會のれたかのやうにみえる。何れにしてもこの通知を受取 れに依つてみると、 湾方の仕切金もすべて二朱銀を三分加へることに決っている。その結果大坂問屋ばかりでなく、仲間請拂 例につき貮朱銀貮割牛差入れで勘定決濟せよと命ぜに依つてみると、大坂では町添行あたりからでも、 その結果大坂問屋ばかりでなく、

> 申候三付 引先村々へ次ぎの如き書狀を發した。 うに二割半二条銀決濟と 差遣申積り 二分だけ二朱銀を入れることを承知してゐ た 此度仲間相談之上、忿後大切金々右割合にて 」つき急後の買代金及つ賣仕切金から右のや ・上總・下總・常陸・南部・仙臺筋の各取 いふことにして欲しいと答へ 「今以濱方仕切金ニも遺シ不 か らであ

揃、彌御堅勝可被成御座、 「一筆啓上仕候、先以选暑 三御座候得とも。 とも無量儀能有候 珍重內儀御奉存候、 當方私

渡し中候、尤此後貮朱判出方多少ニより增減可仕 **須後ゟ諮園仕切金百兩二貮朱判三拾兩宛之割合ヲ以** 先達而る貳朱通川被爲 **黎而左樣二御承知可被下候、先右之段中上度、** 是迄濱方江相渡し不申候所ニ、追ゝ出增候ニ付、ニーの貳朱通川被爲の仰付、一統ニ取引仕候得と 如斯二御座候、恐惶謹言」 追了出增候二付、 態人飛 候

大月十日 何村鄉商人衆中樣 は飛脚を以つて通達した。敷ケ村一紙にし 室の遠隔の地には、 それぞれ幸便に託した 兩場干鰯川屋中

てゐる。 その後に飛脚自上覺といふのに、次ぎと書面には別に金銀兩替について何事も 次ぎの如く と記してぬ 述べて 7)

挨拶可致事」 當地において兩替致、 小判二而選方へ內渡し可申旨御、方御不勝手ニも可有御座候間、

ある。 ふほど、 る。その仕切法書の例として次ぎの如き計算法を示してがなくなつてしまつたわけでもないことは 明 か であ れに依つてみれば、 しも二朱銀を支拂ひに渡さなければならないと 二朱銀が多くなつたわけでもなく、 地廻り米雑穀問屋の場合と同様 又全然小

干鰯 三百百 代金兩也

党兩三分十貮久 豊分と党タル分司 三兩貮分也 金金九拾四兩壹分 豊分切ちん 拾匁八分 船らん 八百廿九文

鐐二米銀の流通につい

**み割ヲ以如** 庭高下次第、 一分差、當時

一种間取引貮朱判三分差、 但シ留仕切い切賃なし、 但シ皆金三面相波シ候ハト 告金三面相渡シ可申 時之相庭を以入川兩

の時、百兩の仕切に際し、三分、右の計算は恐らく二朱判百兩につ 切りに金児拾四兩党分下拾ぬ八分支拂へばよいことにな その差益は問屋の利得となつたのであらう。従つて問屋 る。〈銀の勘定は少し切上げてあるやうだ。又「豊分切ち のことに關して兩場干層問屋仲の間同士取替した證文が の二朱銀差加へは、 ん代八百州九文」の意味ははつ切りし得ない」。 と共に天引するものと解してよからう。 その金との兩替賃一分ト 切兩替相庭二打賃取引可致事 いのであらう。なほ同じ六月十七日にこ 主としてかうした差益獲得を目的と 一匁九分二厘を口銭や舟賃 即ち三拾兩を二朱判と いて切賃六拾匁の相場 從つて百 要する 耐の仕

次ぎに掲げて置

シ 歩判・羽銀ニ不構、 七日市る金百兩ニ 親金斗

荷物爲替金仕入金とも皆金、 と相場ラ以『 兩替致シ遣シ可事 切仕法仁朱判引替賃、 差切之內江入可申 但シ仁朱判望ミン 1

事、但シ共金持參致候か、、共時之相庭を以下地廻り筋賣代金仁朱判金百兩ニ付、三分迄れ請達力選集は任り尻同様 仲間請排宿方同様 公可申事 **仲間請排選方同** 

連狀ヲ以中來候二承知、 右之通兩場相談之上 方筋賣代金大坂表々仁朱判貳分五厘差、 ハハ、早速仲間及相談可中事,取爲替證文依而通兩場相談之上相究中候,若右相談ニもれ候仁 依而其外へ右同様、 配文依而如いれ候仁有

安永五年中六月十七日 兩場干觸問屋貳拾貳軒

(名稱略)

五の條項をみると、 條項をみると、百兩のうち三分。三拾兩まで二朱上の記述だけではなほ明瞭でない點がある。即ち ち三分。三拾兩まで二朱銀

> 兩支拂に 相場に依つて、七十何雨かを二朱銀で支拂つて **阿分は二朱判で三十兩つ** 拂の分のものを意味しないのであらう。例へば前掲の百てやるどいふのは、金貨支拂の分を指すので、二朱判支 ふ意味であらう。 の二朱判支拂を希望する者には時の相 對し、全部二朱判支排を希望するならば、 残り七十枘分に對しては、 但書が意味をなさない がばそれ以上 場で兩替し やるとい 時の

は二朱銀に近づき下落することになる。 便利として歡迎されるやうになればそれだ 以つ工表示されるからである。 ことに依つて、 物價騰貴には他の理由もあるが、二朱銀を計算に入れる 少とも物質騰貴の原因となり得る。 何れにしても逃だ複雑な計算になるが、この結果は多 代記」に南鐐二朱判について、 價格は常に二朱銀計算に依る金の評價を かつもし二朱銀の通川 前述の如くこの 三井高維氏編纂 金の價格 時の

(原稿三一二頁) 初は人々嫌しか共、後々 は大ニ 通用

民に至るまで、 を以つて混 してよからう。 て混用することを喜ばなかつ最初のうちは從來の慣習に反 川することを喜ばなか たじ問屋・ 商人 •

つたといふことは出來ない。 現に安永五年においては未、 すとして、二条銀流通が小判を市場からなくなしてしま に實際取引においては、 金支拂を原則としてゐるくらゐである。 と交換することなく、 二朱銀は便利であつた。 文政にも新二朱銀を鑄造してゐるが、 てゐたとみられ得ざ。故に單純に惡貨は良貨を驅逐 れの點においても混亂の極に達してゐたから、金貨 銀貨でも、 何れも吟味質測する傾向 の問題だけけに止めて置く。 單に枚數に依 、簡單に二朱銀八枚を以つて金壹測する傾向が强くなつでゐた。故枚數に依つて取引することが危險 金銀のそ しかし當時貨幣制度が品位量 の時の相 ここでは安永 その後寛政に 場に從つて交

(昭和二十一年二月一日稿)